

登録番号	第189号	位置図 
所在地	村上市柏尾(かしお)	
構造	木造瓦葺2階建	
建築年	平成9年7月建築	
敷地面積	297.59㎡【90坪】	
延べ床面積	164.46㎡【49坪】 (1F 114.78㎡ 2F 49.68㎡)	
希望価格	800万円	
駐車場	あり(玄関先に1台駐車可能)	
附帯物	あり(物置 延べ床面積 19.87㎡【6坪】)	
道路状況	市道 2m	
その他特記事項	契約にあたり新潟県宅地建物取引業協会村上支部が仲介します ・村上市津波ハザードマップの津波警戒区域に該当します ・居住にあたり修繕が必要な場合があります	

現況写真



外観(左下部分に駐車スペースあり)



2階 和室③からの景色



玄関



ダイニングキッチン



キッチン



1階 洋室



1階 和室①



1階 和室②



収納部屋



トイレ



浴室



洗面脱衣室



階段（階段下に収納があります）



2階 和室③



2階 和室④



2階 サンプルーム



物置

おすすめポイント

・和室③から、粟島(あわしま) (岩船郡いわふねぐん)粟島浦村<あわしまうらむら> 人口316人 令和6年10月1日現在)を眺め、日本海に沈む夕日を一望できます。また、日中は、おだやかな日本海も見晴れます。

- ・ オール電化、床暖完備、エコキュートです。
- ・ 玄関に風除室あります。
- ・ 窓は、二重サッシです。ただし、1階キッチン前及び2階サンプルームを除きます。

和室③から見える日中の様子→



配置図



間取図



【設備状況】

電 気	引込済	風 呂	電気給湯器
水 道	接続済	ト イ レ	水洗 洋式
下 水 道	接続済	T Vアンテナ	デジタル化対応済
ガ ス	なし（オール電化のため）	インターネット	高速通信（別途引込工事・加入契約必要）

口主要施設への距離

市役所（支所）	村上市役所	11.3km	警察（駐在所）	村上警察署早川駐在所	2.5km
JR駅	間島駅 越後早川駅 村上駅（特急停車駅）	2.7km 2.4km 10km	郵便局	吉浦郵便局	1.2km
バス停	柏尾	0.2km	スーパー	イオン村上肴町店	10.1km
病院・医療機関	瀬賀医院	2.4km	コンビニ・雑貨店	デパートヤマザキ村上学校町店	9.2km
小学校	瀬波小学校	8.8km	中学校	村上第一中学校	10.0km
保育園・幼稚園	瀬波保育園	9.3km	学童施設	瀬波学童保育所	8.9km
図書館	村上市中央図書館	10.5km	その他施設	瀬波温泉	11.1km

口知っておきたい地域情報

地域の紹介	・村上市柏尾は新潟県の北端、日本海沿いに位置しており、村上市街地から国道345号を北上して車で約15分のところにあります。 ・集落の南側にあるJR間島駅は、中心市街地のJR村上駅から1駅と近く、交通手段として学生をはじめ多くの住民に利用されています。 ・人口約130人、約60世帯で構成されているこの地域は、漁業が盛んで、岩牡蠣やアワビ、サザエなど多くの魚貝類が水揚げされています。 ・近くには海水浴場や観光名所である瀬波温泉や名勝笹川流れもあり、夏になると多くの海水浴客・観光客でにぎわいます。 ・冬は海岸沿いのため積雪は少なく、屋根の雪下ろしは不要です。
行事・イベント	1月 一統礼；年頭のあいさつを行います。 賽の神；どんと焼き 初常会（はつじょうかい）；世帯代表が出席します。区の一年の活動を取り決めます。 4月 春神楽（はるかぐら）；集落のお祭りで塩釜（しおがま）神社でご祈禱を行います。 8月 盆踊り 9月 敬老事業；該当者に弁当、祝い品を配ります。 10月 秋神楽（あきかぐら）；集落のお祭りで塩釜神社でご祈禱を行います。 11月 研修旅行；集落公民館主催の旅行です。 ●集落の共同作業 3月～11月（年4回位） 3月 囲い取り、池の水替え作業、4月 せき普請作業、 5月・7月 せきの草刈、浜そうじ作業、11月 囲い人足 ※各世帯からの参加をお願いしていますが、参加できない場合は作業時間に応じた負担金を納入いただきます。
地域で活動している団体等	・自衛団（自主防災組織） 火災及び災害予防、非常事態発生時の消火活動及び災害復旧にあたります。 ・村上市消防団 消防組織法に基づいた消防組織で様々な消防防災活動を行っています。
区費等	世帯あたり年額 約14,000円
その他	・毎月初めに生活情報や行事・イベントをまとめた行事予定表を各世帯に配布し、お知らせしています。 ・漁業協同組合が管理している魚貝類（岩牡蠣、アワビ、サザエなど）については、個人が勝手に採ることはできません。採るには漁業権を取得する必要があります。 ・近くの山林には季節になると山菜などが自生していますが、個人が所有する山林の山菜などを勝手に採ると法律で罰せられますので、注意してください。

令和6年11月2日現在